

# 水質汚濁防止法が改正されました

- 1 特定事業場からの排水の測定結果について、その記録の保存が義務づけられるとともに、測定結果の記録や保存を行わなかったり、虚偽の記録を行ったりしたことに対する罰則が設けられました。（法第14条）
- 2 事業場における事故について、事故時の措置の対象となる物質や施設が追加されました。（法第14条の2）
- 3 事業者は、法による規制のほか、事業活動に伴う汚水や廃液による公共用水域や地下水の水質汚濁の防止に努めるよう、規定されました。（法第14条の4）

施行日：平成23年4月1日

- 1 排水の汚染状態の測定等について（法第14条）  
年1回以上、特定事業場からの排水について、必要な項目の水質検査を行ない、その記録を保存してください。

今回の改正により、これまで明確でなかったり、定めがなかったりした自主測定の測定項目や測定頻度等が明確に定められました。

		改正前	改正後
排水 水の 測定	検査項目	排水基準に定められた項目	排水基準に定められた項目のうち、法施行規則様式第1別紙4「排水の汚染状態」欄に記載された項目（注1）
	検査頻度	—	年1回以上（注2）
	採水時期	—	水質がもっとも悪いと推定される時期及び時刻
記録の保存		様式第8への記録	法施行規則様式第8への記録に加え、計量証明書等（注3）

（注1）様式第1別紙4については、別紙を参照

（注2）温泉を利用する旅館業については、一部の項目の測定は3年に1回以上

（注3）様式第8には全ての検査結果を記録し、計量証明書等とともに3年間保存  
 （自主測定、委託測定も含めた全て。不適合であった結果も含めて全て。）

自ら測定を行った場合は、試料の採取記録、計算結果記録表、クロマトグラム等のチャート類等の資料も保存してください。

委託による測定を行った場合は、計量証明書を保存してください。（計量証明書に記載された事項は、様式第8への記載を省略することができます。）

なお、分析を委託していても、採水を自ら行った場合は、採水に関する資料（試料の採取記録）を、自ら測定を行った場合と同様、保存してください。

※ 山梨県の登録を受けた計量証明事業者は、県のホームページで確認できます。  
 （事業の区分に「濃度」を含む事業者に委託してください。）

<http://www.pref.yamanashi.jp/keiryo/27935947376.html>

② 事故時の措置について（法第14条の2）

事故が発生した場合は、直ちに、有害物質等の排出及び浸透を防止するための応急の措置を講じてください。

速やかに事故の状況等を所在地を管轄する林務環境事務所（甲府市内の場合は甲府市役所）に届け出てください。

事故時の措置：施設の破損等の事故により、有害物質や油等が公共水域に排出され（又は地下に浸透し）、生活環境等へ被害を及ぼすおそれがある場合の措置

今回の改正により、事業場で発生した事故のうち、応急措置の実施と県への報告が義務づけられる事故の範囲が拡大されました。

	対 象
特定事業場の設置者	有害物質を含む水
	生活環境項目について排水基準違反のおそれがある水
指定施設(注1)の設置者	有害物質又は指定物質(注2)を含む水
貯油施設等の設置者	油を含む水

\* 太枠内が改正により拡大された部分

(注1) 指定施設とは、有害物質を貯蔵・使用する施設又は指定物質(注2)を製造・貯蔵・使用・処理する施設

(注2) 指定物質については、別表をご覧ください。

③ 事業者の責務について（法第14条の4）

水質汚濁防止法や山梨県生活環境の保全に関する条例による規制を受けるもののほか、事業活動に伴い発生する汚水等の公共用水域への排出や地下への浸透に係る状況を把握し、水質汚濁の防止のための自主的な取り組みをお願いします。

お問い合わせ先

山梨県庁大気水質保全課水質担当（電話055-223-1511）

工場・事業場の所在地を管轄する林務環境事務所環境課

中北林務環境事務所（電話0551-23-3090）

峡東林務環境事務所（電話0553-20-2739）

峡南林務環境事務所（電話055-240-4141）

富士・東部林務環境事務所（電話0554-45-7811）

\* 甲府市内の工場・事業場にあっては、甲府市環境部環境保全課公害対策係に

（電話 055-241-4312）お問い合わせください。

別紙4

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号					
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	この欄に記載された項目について測定が必要です。				
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

- \* 特定施設の使用方法等に変更があり、排水水の汚染状態が届出と異なっている場合は、管轄の林務環境事務所に相談の上、水質汚濁防止法第7条に基づき変更届出を行ってください。

○水質汚濁防止法施行規則 様式第8

様式第8（第9条関係）

水質測定記録表

排水水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日及び時刻	測定場所		特定施設の使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量 (m <sup>3</sup> /日)								

- 備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
- 2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

## 別表

## 【指定物質一覧】

番号	物質名
1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	塩化ビニルモノマー
10	アクリルアミド
11	アクリル酸
12	次亜塩素酸ナトリウム
13	二硫化炭素
14	酢酸エチル
15	メチル-ターシャリ-ブチルエーテル (MTBE)
16	トランス-1,2-ジクロロエチレン
17	硫酸
18	ホスゲン
19	1,2-ジクロロプロパン
20	クロルスルホン酸
21	塩化チオニル
22	クロロホルム
23	硫酸ジメチル
24	クロルピクリン
25	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロルボス又は DDVP)
26	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又は ESP)
27	1,4-ジオキサン
28	トルエン
29	エピクロロヒドリン
30	スチレン
31	キシレン
32	パラ-ジクロロベンゼン
33	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又は BPMC)
34	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド (別名プロピザミド)
35	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又は TPN)
36	チオりん酸 0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又は MEP)
37	チオりん酸 S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又は IBP)
38	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
39	チオりん酸 0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
40	チオりん酸 0,0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソキサゾリル) (別名イソキサチオン)
41	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又は CNP)
42	チオりん酸 0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)
43	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
44	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート (別名アラニカルブ)
45	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
46	臭素
47	アルミニウム及びその化合物
48	ニッケル及びその化合物
49	モリブデン及びその化合物
50	アンチモン及びその化合物
51	塩素酸及びその塩
52	臭素酸及びその塩